

産業構造審議会 商務流通情報分科会 情報経済小委員会 IT活用ビジネスに関するルール整備ワーキンググループ（第7回）-議事要旨

日時：平成28年3月9日（水曜日）10時00分～12時00分

場所：経済産業省本館9階西8共用会議室

出席者委員

委員

松本座長、大淵座長代理、奥邨委員、角委員、後藤委員、角田委員、茶園委員、道垣内委員

準則起草者

市川弁護士、稲益弁護士、井口弁護士、岩原弁護士、上沼弁護士、生野弁護士、辻巻弁護士、高木弁護士、宮澤教授、森弁護士、山内弁護士

オブザーバ

柘植総務省消費者行政課専門職、立川法務省民事局付、吉野文化庁著作権課法規係長、中本経済産業省文化情報関連産業課課長補佐、松田特許庁制度審議室法制専門官

事務局（情報経済課）

佐野課長、北元課長補佐、鈴木係長

議題

- 開会
- 討議
 - 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」改訂案について
 - 民法（債権法）改正に対応する準則改訂について
- 事務連絡
- 閉会

議事概要

1. 開会

IT活用ビジネスに関するルール整備ワーキンググループの公開等について、事務局から資料2を用いて説明を行い、全会一致で了承された。

2. 討議

準則起草者から資料3-1から資料4-4までを用いて説明を行い、討議が行われ、委員から以下の意見が出された。

準則改訂案全般

- 「あたる」又は「当たる」という表現について表記揺れがあり、統一すべき。
- 最高裁判決を引用する場合、最高裁判所民事判例集（民集）に掲載されている判決については、その旨を他の判例集への掲載の旨に優先して書くべきではないか。

インターネット上の著作物の利用

- インターネット上の情報の社内利用に関する記述について、公衆伝達に該当するかどうか精査が必要ではないか。

データ消失時の顧客に対する法的責任

- 契約上の責任について絞って記述されているが、一部に見られる不法行為に関する記述について要否の検討が必要ではないか。
- クラウドサービスには様々な態様のものが見られるところ、本論点が前提とする類型を明示するのがよいのではないか。
- 顧客の側でのバックアップに関する議論は、債務不履行責任に関する議論の中に組み込むのが適切ではないか。
- 中小企業向けにマイナンバー制度対応を請け負うクラウドサービスのように、顧客側でデータ保持をせずに済むことを売りにしたサービスが流行しつつあり、そのことを踏まえた記述が求められるのではないか。

国境を越えた取引等に関する論点

- 当事者の所在地に関する記述について、対面取引を想定したものなのかインターネット上の取引を想定したものなのかが分かりづらいのではないか。
- サーバーの所在地に関する記述があるが、最近ではサーバーの所在地は紛争との牽連性が薄いと考えられる傾向にあり、その点を踏まえた修正が必要ではないか。

民法（債権法）改正に対応する準則改訂

- 民法改正に対応した準則については、可能であれば、事前に周知を行うため改正法の施行の1年程度前から公表することが望ましいのではないか。
- 現行準則のうち改訂を要する部分の洗い出しから始める必要があるのではないか。

3. 事務連絡

事務局から資料5を用いて説明を行った。

関連リンク

[IT利活用ビジネスに関するルール整備ワーキンググループの開催状況](#)

お問合せ先

商務情報政策局 情報経済課
電話：03-3501-0397
FAX：03-3501-6639

最終更新日：2016年3月10日